

令和6年度 市民税・県民税の申告のお知らせ

市民税・県民税の申告について

下記の「市民税・県民税の申告が必要な人」に該当する人は令和6年3月15日(金)までに、前年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)の所得額及び控除額を申告してください。

申告がない場合には、市民税・県民税及び国民健康保険税が正しく計算されないばかりか、在留資格の更新、市営・県営住宅の入居、児童手当、就学援助費、保育園・幼稚園の入園等に必要な所得証明や課税証明等が発行されないことがあります。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在、太田市に住所があり、税務署へ確定申告書を提出しない人で、次の項目のいずれかにあてはまる人。

- 1 営業等所得や農業所得があった人、
- 2 不動産(地代、家賃)や配当などの所得があった人
- 3 給与所得者で勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人

前年中に収入等が無かった人でも、次に該当する場合は申告が必要です。

(遺族・障害年金等の非課税収入のみの人も含みます。)

- 所得0円の記載がある所得証明書等が必要な人
- 家族等の扶養控除の対象になっていない人で、国民健康保険などに加入している人、各種手当(児童手当など)や、免除(国民年金など)の申請をする人

市民税・県民税申告をしなくてもいい人

- 税務署へ所得税の確定申告をする人
- 給与収入だけの人で、会社で年末調整をする人(会社が代わりに太田市へ報告書を提出する人)
- 年金収入だけの人で、毎年1月末に届く源泉徴収票どおりでよく、扶養、保険料などの控除の追加や変更がない人

申告会場はたいへん混雑しますので、申告書の提出は郵送をおすすめいたします。

申告書の提出方法

【郵送による提出】

申告書に必要事項を記入の上、申告書の氏名欄に記名し郵送してください。

(申告書の電話番号欄には昼間連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。)

1 同封物

在留カードの写し、マイナンバーカード(個人番号カード)の写し又はマイナンバーの「通知カード」の写し、及び収入や各種控除に係る証明書などの必要書類(写しでも可) ※必要書類が同封されていない場合は各種控除が受けられなくなります。

2 郵送先

太田市役所 市民税課(〒373-8718 住所不要)

3 前年中に収入が無かった人

前年中に収入が無かった人で申告書を提出する方は、「令和6年度市民税・県民税申告書【簡易版】」を使用して提出できます。

(少額でも収入があった人は使用できません)



おたしホームページ(HP)から、申告書の入力ができます。めんどうな計算は自動で行われますので、大変便利です。入力後は印刷し記名してご提出ください。または、申告書の用紙に計算結果を書き写して郵送してください。

↑ <https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0030-006soumu-shiminzei/zeigakusisan.html>



【申告相談会場での申告受付】

申告相談会場に来場するときに必要なもの

- 1 市民税・県民税申告書(郵送された封筒ごとお持ちください)、在留カード、在留カードの写し
- 2 マイナンバーカード(個人番号カード)又はマイナンバーの「通知カード」
- 3 令和5年分の源泉徴収票又は勤務先からの支払証明書、自営業などの事業所得者は収支のわかる帳簿など
- 4 雑損、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける場合は、令和5年中の証明書・領収書など
- 5 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知

期間(土・日曜日、祝日を除く)	市民税・県民税申告会場	受付時間
令和6年 1月31日(水)～2月13日(火)	おたしやくしよ 2階 ラウンジ	午前9時～11時 午後1時～4時
令和6年 2月16日(金)～3月14日(木)	にったちようしゃ かい 2階 大会議室 ※たいへん混み合いますので郵送での提出をおすすめいたします	午前9時～11時 午後1時～3時30分

令和6年度からの市・県民税の主な改正点

1 上場株式等の配当所得等に係わる課税方式の統一

令和6年度の市・県民税より、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係わる所得の課税方式を、所得税と一致させることになりました。これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

2 国外居住親族に係わる扶養控除等の見直し

令和6年度から年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族については、下の①、②、③のいずれかに該当する場合には扶養控除等の適用になります。また、国外居住の親族の扶養控除を申告する際は以下の確認書類の提出が必要です。

- ・16歳以上30歳未満または70歳以上…親族関係書類、送金関係書類(扶養控除の対象とする各人への送金証明)
- ・30歳以上70歳未満(30歳以上70歳未満で以下①から③以外の者は扶養控除の対象外となります)
 - ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人…親族関係書類及び留学ビザ等書類、送金関係書類
 - ②障害者…親族関係書類、送金関係書類
 - ③その適用を受ける居住者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人…親族関係書類、38万円以上の送金関係書類

※提出書類は扶養控除の対象とする各人分が必要であり、書類が外国語での記載の場合は和訳文の提出が必要です。

3 森林環境税の導入及びぐんま緑の県民税の課税期間延長について

令和6年度より復興基本法に基づく市・県民税(1,000円)が終了し、国税として、森林環境税(1,000円)が新たに創設されます。ぐんま緑の県民税は継続されます。よって、均等割相当額の合計額は下表のとおり前年度と変わりはありません。

税目		令和5年度まで(円)	令和6年度以降(円)
国税	森林環境税	課税なし	1,000
県民税	個人住民税	2,200	1,700
市民税	均等割額※1	3,500	3,000
合計		5,700	5,700



※1 個人住民税均等割額は前年において、一定の所得がある方全員に負担していただく税です。

【市民税・県民税のお問合せ先】

おたしやくしよ しみんぜい 課 〒373-8718 太田市浜町2番35号 電話 0276-47-1932・1818[直通]

※所得税の確定申告は、館林税務署(〒374-8686 群馬県館林市仲町11-12、電話 0276-72-4373)へご相談ください。